

## 火災とまぎらわしい煙又は火炎の発するおそれのある行為の届出書

著しく煙を発生し、または、火炎を発するおそれのある次の行為などをする場合は、届出が必要になります。なおこの届出は、消防署が事前に焼却行為を把握し、また誤報により、消防機関が出動することで混乱することを避けるためのものであり、届出を受理することにより、他の法令に係る焼却行為を許可するものではありません。

(※ 火災警報が発令されている場合は焼却できません。)

### 届出が必要とされる事例（野外焼却禁止の例外）

1	国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
	例) ・河川管理者による河川管理を行うための伐採した草木等の焼却 ・海岸管理者による海岸の管理を行うための漂着物等の焼却
2	震災・風水害・火災・凍霜害その他の災害予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
	例) ・災害時における木くず等の焼却
3	風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
	例) ・「どんと焼き」などの地域の行事における不要となった門松、しめ縄等の焼却 ・塔婆の供養焼却
4	農業、林業または漁業を営むためにやむをえ得ないものとして行われる廃棄物の焼却
	例) ・農業者が行う病害虫駆除等のための農地の畦畔焼き（しば焼き）や稲わらの焼却 ・林業者が行う伐採した枝条等の焼却 ・漁業者が行う漁網に付着した海産物の焼却
5	たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの
	例) ・たき火、キャンプファイヤーなどを行う際の木くず等の焼却

上記（野外焼却禁止の例外）以外及び疑わしい焼却行為については下記の各市町の担当課まで問い合わせをお願いします。

館山市環境課	0470-22-3352
鴨川市環境課	04-7093-7838
南房総市環境保全課	0470-33-1053
鋸南町地域振興課	0470-55-1560